

『住民票』『印鑑登録証明書』『マイナンバーカード』 に旧姓（旧氏）が併記できるようになりました！

旧氏（きゅううじ）とは？……その人の過去の戸籍上の姓（氏）のことです。姓（氏）はその人にかかる戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

旧姓（旧氏）併記はこんなときに役立ちます

◇保険・携帯電話など各種契約や銀行口座の名義に旧姓（旧氏）が使われる場面で、その証明に使えます。

◇就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓（旧氏）で本人確認ができます。

◆旧姓（旧氏）を併記するためには「住民票に旧姓を併記するための請求手続き」が必要になります。旧姓が記載された戸籍謄本等を用意し、マイナンバーカードまたは通知カードを持って、現在お住まいの自治体でお手続きください。

旧姓併記についてのQ & A

Q：現在、マイナンバーカードを持っていませんが、旧姓を併記する手続きはできますか？

A：できます。旧姓を併記する手続きを行った後、マイナンバーカードを申請することで、旧姓が併記されたカードが交付され、証明に使えます。

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

Q：旧姓を削除することはできますか？

A：必要がなくなった場合などに、旧姓を削除することが可能です。

Q：「住民票の写し」「印鑑登録証明書」の交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか？

A：旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 ☎ 7 9 - 2 1 1 3

軽油引取税免税証（農業用）の交付申請について

○免税証（農業用）の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。

○お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。

○総合県税事務所山本支所での受付は、令和2年2月3日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

●受付日程（藤里町）

受付日	時間	会場
令和1年12月19日（木）	午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時	能代市二ツ井町庁舎 2階 大会議室

※ 注 意 ※

① 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。

② 申請書等を記入していない場合、受付は後回しになりますので、必ず記入したうえでお越しください。申請書等をお持ちでない方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

③ 令和2年の耕作期間中に使用者証（厚紙）の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。

④ 共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

※インターネットからは「秋田県 免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しております。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 ☎ 0 1 8 - 8 6 0 - 3 3 4 1
秋田県総合県税事務所 山本支所 ☎ 0 1 8 5 - 5 2 - 6 2 0 1